

旧緊急時避難準備区域（田村市）に居住していた申立人ら（夫婦とその子ら、両親、祖母）について、原発事故からの避難後の平成23年3月から平成27年3月までに発生した生活費増加費用（避難前に自家消費用に栽培していた米や野菜の購入費用相当額）が賠償されたほか、申立人夫について、原発事故後、同区域内の会社から神奈川県内の関連会社への出向に伴い同県に避難し、その後出向先になじめずうつ病等を発症し転職し、転職先では労災事故にあったこと等を考慮して、平成27年1月から平成30年9月までの就労不能損害（原発事故の影響割合を5割として算定。）と通勤用に購入したバイク購入費の5割等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、別紙の損害項目に対する和解金として、別紙記載の和解金額合計金528万3551円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人らと被申立人は、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年1月6日

(仲介委員 高橋 英一)

申立人 X1

損害項目	内訳	金額	期間等
生命身体損害	就労不能損害	4,408,286	H27.1~H30.9
	通院慰謝料	21,000	H26.11~H27.2
生活費増加費用	物品購入費用	151,765	H23.6.11
合計		4,581,051	

申立人 X2

損害項目	内訳	金額	期間等
生活費増加費用	米野菜購入費用	702,500	H23.3~H27.3
合計		702,500	

和解金額合計	5,283,551
--------	-----------